

東京法務局一斉

開催予告

「相続・遺言」説明会＆相談会

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。
正当な理由がないのに相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。
身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

開催日

令和7年6月20日(金)

会場

本局会場ほか複数会場にて実施予定

予約制

説明会
相談会

説明会：説明会は、「相続登記の申請義務化」「自筆証書遺言書保管制度」「相続・遺言の注意点」などをわかりやすく説明します。

相談会：司法書士・土地家屋調査士による「相続・遺言」に関する無料相談会（一組20分）

お問合せ先

- 東京法務局民事行政調査官室
(午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く))
- TEL 03-5213-1319(直通)



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

実施の詳細は、4月中旬
当局ホームページ等
お知らせします！！



遺言書はかんガル

■ 主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会